

特定商取引に関する法律の改正法案を踏まえた割賦販売法の対応について

平成 28 年 4 月 21 日

経済産業省

平成 28 年 3 月 4 日に国会に提出された「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「特商法改正案」という。）のうち、割販法に関連する以下の事項について、割販法における対応の要否を検討する必要はないか。

（１）適用対象の見直しについて

特商法改正案においては指定権利制が見直され、社債その他の金銭債権及び株式等の社員権を適用対象として追加することとされているが、割販法上の指定権利制についてはどう考えるか。

（２）電話勧誘販売における過量販売への申込みの撤回等の導入

特商法改正案においては電話勧誘販売について、訪問販売と同様に、過量販売の場合の申込みの撤回等を導入することとされている。

現行割販法では、訪問販売の過量販売に個別信用購入あつせんが利用された場合に、当該個別信用購入あつせんについても申込みの撤回等を認める規定を設けているが、電話勧誘販売の過量販売に個別信用購入あつせんが利用された場合においても、同様の規定を導入する必要があるか。

（３）取消権の消滅時効の伸長等

特商法改正案においては販売業者等による不実告知等の場合の取消権について、現行法は 6 か月とされている取消権の消滅時効を 1 年に伸長するとともに、取消権行使した場合の消費者の返還義務の範囲を現存利益の限度とする等の規定を導入することとされている※。

割賦販売法上の個別信用購入あつせんに係る規定においても、販売業者等による不実告知等の場合の取消権が定められているところ、この取消権についても同様の改正を行う必要があるか。

※消費者契約法における取消権についても、平成 28 年 3 月 4 日に国会に提出された「消費者契約法の一部を改正する法律案」において同様の改正を行なうこととしている。